

政府が飼料需給安定法に基づいて 9 年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表13のとおりである。

表13 9 年度飼料需給実績

(単位：千t)					
品 目	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越	
小 麦	243	966	936	273	
大 麦	654	1,214	1,378	490	
(うち備蓄)	(386)	(0)	(6)	(380)	
計	897	2,180	2,314	763	

(5) そ の 他

平成 9 年12月に、麦問題研究会において「新たな麦政策の在り方」がとりまとめられ、飼料用麦については、SBS方式の導入、専増産ふすま制度等の廃止を含めた見直しが必要とされた。

2 飼料の安全性の確保及び品質の改善

(1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害を生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農林水産大臣が飼料又は飼料添加物の基準・規格等を定めようとする場合には、農業資材審議会の意見を聴くこととされている。農林水産大臣は、農業資材審議会における、飼料及び飼料添加物の効果、安全性等について検討を行い、飼料の有害物質の指導基準に 7 種類の農業を追加設定した(9 年度現在40種類設定)。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(9 年度検定575件合格)。

(2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による検定は16県及び 4 指定検定機関において、配合飼料302銘柄、二種混合飼料 1 銘柄、フィッシュソリユブル吸着飼料 5 銘柄及び魚粉16銘柄に関して実施された。

(3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

9 年度における検査状況は、表14のとおりである。

(4) 組換え体利用飼料の安全性の確保

遺伝子組換え体利用飼料の安全性評価については、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」(平成 8 年 4 月 19 日付け農林水産事務次官依命通達)を制定し、これ

表14 9 年度飼料等検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	557	1,020	1,577
現地指導件数	192	100	292
収去件数	1,963	2,082	4,045
飼 料	1,699	2,082	3,781
飼料添加物	264	0	264
収去品の試験結果			
正常件数	1,930	2,037	3,967
飼 料	1,666	2,037	3,703
飼料添加物	264	0	264
違反件数	33	45	78
飼 料	33	45	78
飼料添加物	0	0	0

に基づき、組換え体利用飼料の開発業者等からこれまでに申請のあった除草剤耐性大豆等20品種(大豆 1 品種、とうもろこし 6 品種、なたね10品種)綿 3 品種について、農業資材審議会の答申を経て、農林水産大臣が当該指針に適合していることの確認(安全性確認)を行った。

第 8 節 家畜衛生対策

1 家 畜 防 疫

(1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、9 年における家畜の伝染性疾病的発生は、一部の疾病で限局的発生を見たものの、主要な急性伝染病の発生は皆無あるいは極めて少ないものとなっている。

結核病は、2 県で 2 戸 2 頭の発生が確認されたが、発生は引き続き低いレベルにとどまっている。ブルセラ病についても平成 7 年に 1 戸 1 頭の発生があったものの、平成 9 年には発生はなかった。

ヨーネ病は15道県で216戸576頭の発生となっており、近年、発生頭数は漸増傾向にある。このうち、乳用牛が14道県247頭、肉用牛は 2 道県327頭となっている。

豚丹毒は、32都道府県で1,003戸、1,546頭の発生が確認され前年度より発生戸数、発生頭数とも減少している。

届出伝染病の発生については、豚のオーエスキー病は、3 県で 3 戸14頭の発生が確認され、前年度より発生戸数、発生頭数とも大幅に減少した。また、馬パラチフスが12戸52頭と発生が増加した。

表15 9年家畜伝染病発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性感冒	0	0	0	0	0	0	0	19	90	99	34	0	242
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炭 疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気 腫 疽(牛)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
(めん羊)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結 核 病	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ヨーネ病(牛)	70	8	38	41	46	56	58	51	67	57	49	33	574
(めん羊)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ピロプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚水胞病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 丹 毒	119	127	152	169	141	141	115	128	124	106	84	140	1,546
ニューカッスル病(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひ な 白 痢(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐 蛆 病(群)	0	8	15	84	34	11	29	53	166	98	11	0	509

9年度には、家畜の伝染性疾患の発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として9億8,971万円を支出した。

(2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾患の発生予防等を効果的に推進することを目的に(財)家畜畜産物衛生指導協会が実施している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、豚コレラ1,424万頭、ニューカッスル病1億1,885万羽、鶏伝染性気管支炎8,836万羽(ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む)、牛流行性感冒14万頭、牛伝染性鼻気管炎78万頭及びアカバネ病46万頭の予防注射を実施した。

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

また、オーエスキー病の清浄化を図るため、61年度から行っているオーエスキー病清浄化対策事業を継続して実施した。

8年度から、豚コレラの撲滅を図るため、豚コレラ撲滅体制確立対策事業を実施している。

2 輸 出 入 検 疫

平成9年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況を表16に示した。輸出入検疫の概況は以下のとおりである。

牛、豚、馬等の主要動物の輸入頭数については、乳用牛、豚及び肥育用素馬が減少したが、肥育用素牛及びと場直行牛が増加したため、対前年比111%であった。初生ひなは対前年比90%、犬は94%であった。

主要動物の輸出頭数は減少し対前年比96%であった。犬の輸出は増加し、対前年比157%であった。

表16 平成9年の輸出入検疫数量

(単位=動物：頭羽、畜産物：t)

	輸 出	輸 入
牛	55	18,975
豚	—	1,063
その他偶蹄類	12	71
馬	56	1,831
兎	38	7,752
初 生 ひ な	34,136	1,473,766
犬	3,840	19,519
指 定 外 動 物	194,986	782,646
骨 類	483	162,921
肉 類	8,405	2,033,482
臓 器 類	1,307	63,790
卵 類	154	18,176
皮 類	62,603	137,520
毛 類	182	26,848
ミ ー ル 類	24	230,706
その他畜産物	8,180	24,566

畜産物の輸入数量は、ミール類が増加したが、その他は減少し、全体の対前年比は92%であった。

畜産物の輸出数量は全体で対前年比104%であった。

3 獣 医 事

(1) 獣医療体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

(2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣

医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。平成 9 年度においては、5 指定施設において、19 名の臨床研修が行われた。

(3) 第 49 回獣医師国家試験

第 49 回獣医師国家試験は、10 年 3 月 4 日及び 5 日の 2 日間、全国 3 試験地で行われ、受験者 1,288 名中 1,104 名 (85.7%) が合格し、獣医師免許資格を得た。

(4) 獣医事審議会

獣医師法第 24 条の規定により獣医事審議会が設置されており、本審議会の試験部会、計画部会及び免許部会が開催され、①第 49 回獣医師国家試験の実施、②臨床研修診療施設の指定、③獣医師法第 8 条に基づく免許の取消し、等について審議が行われた。

4 家畜保健衛生所

9 年度末における家畜保健衛生所数は全国 195 か所で、職員数は獣医師職員 2,153 名、事務系・その他職員 395 名となっている。

(1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るため、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

ア 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を 6 県 7 か所の家畜保健衛生所に設置した。

イ 病性鑑定材料保管施設

畜産経営の大規模化・集約化等飼養形態の変化により、慢性疾病の発生が増加するなど、病性鑑定材料が増加する中で、疾病の的確な診断が必要とされることから、病性鑑定材料保管施設を 1 県 1 か所の病性鑑定施設を有する家畜保健衛生所に設置した。

ウ 家畜保健衛生普及施設

飼養衛生管理の改善向上による損耗防止及び生産性向上、安全な畜産物の確保等に対処するためには畜産農家、技術者に対して飼養衛生管理、動物用医薬品の適正使用等の家畜保健衛生知識を普及させることが必要である。このため、家畜保健衛生所に講習会等を開催するための家畜保健衛生普及施設を 2 県 2 か所の家畜保健衛生所に設置した。

エ 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40 年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における 1 戸当たりの家畜の飼養頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るための酵素抗体測定装置等機器を 33 県 55 か所の家畜保健衛生所に整備した。

オ 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾病の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断するための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を 19 県 25 ヶ所の家畜保健衛生所に整備した。

カ 病理迅速診断施設

家畜疾病の発生様態の複雑化、多様化に伴い、迅速・的確な疫学的・病理学的診断をもとに確実な防疫対策を講じることが不可欠になっている。

このため、遺伝子情報により早期診断を可能とする遺伝子診断機器及び数値的・視覚的情報を高度に処理し迅速に伝達する機器を 31 県 41 ヶ所の家畜保健衛生所に整備した。

(2) 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

この事業のうち、家畜衛生技術指導事業については、前年度に引き続き、9 年度は、①診療獣医師等への新技術の普及等を図る「技術検討会」、②モニター農家、民間獣医師を通じて家畜衛生情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集するとともに、それら情報を地域にフィードバックする「情報収集広報」、③家畜衛生思想の普及、各種慢性疾病等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、④獣医師による診断等のサービスが十分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、⑤乳肉複合経営農家における飼養衛生管理改善のための検査・指導を行う「乳肉複合経営衛生対策」、⑥流通段階における動物用医薬品

の品質確保を図る「動物用医薬品品質確保対策」、⑦モデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、また、畜産物生産衛生管理対策事業については、①HACCP(危害分析重要管理点)方式に基づいた生産衛生管理基準の導入に当たって必要な情報の収集、検討及び普及・啓発を行う「畜産物生産衛生指導体制整備」、②養豚農場に新しい衛生管理技術システムを導入・指導し、その評価を行う「養豚新衛生管理技術システム確立」、家畜異常産防除対策においては、牛及び豚について、異常産の発生実態調査及び原因究明を実施する「家畜異常産防除対策」、疫学的診断体制を整備し、疾病の発生・流行予察等の防疫実施体制の整備を図る「パニック性疾病防疫体制緊急整備」、また、衛生的な鶏卵の供給体制の確立のため、生産者の組織化による衛生対策の実施を行うとともに、自主的な清浄環境作りを推進する「クリーンエッグ生産集団育成対策」、さらに、沖縄県八重山地域を中心にピロプラズマ病を媒介するオウシマダニの牧野での清浄化の維持を図る「沖縄牧野ダニ清浄維持対策」を各々実施した。

(3) 第38回全国家畜保健衛生業績発表会

第38回全国家畜保健衛生業績発表会は、5月14日、15日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

5 動物薬事

(1) 薬事法制度の概況

平成8年6月26日に公布された「薬事法等の一部を改正する法律」において、医薬品等の治験から市販後調査に至る医薬品の総合的な安全性確保対策が講じられた。

これを具体化するために、動物用医薬品について、薬事法第14条第3項に基づく承認申請資料の信頼性確保のための基準、14条の4第4項に基づく再審査申請資料の信頼性確保のための基準及び14条の5の4項に基づく再評価申請資料の信頼性確保のための基準を整備することとされた。今般、平成9年9月20日に、「動物用医薬品の市販後調査の基準に関する省令」(GPMSF基準)、21日に「動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(GLP基準)、23日に「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP基準)及び27日に「動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令」が公布され、動物用

医薬品の承認申請資料等の審査資料の信頼性確保の基準が整備された。

(2) 動物用医薬品等製造(輸入販売)業許可及び承認状況(平成9年1月1日から12月31日)

ア 薬事法第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品9件、医薬部外品2件及び医療用具11件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品11件、医薬部外品4件及び医療用具15件であった。

イ 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品62品目、医薬部外品11品目及び医療用具8品目であり、また、輸入については医薬品47品目、医薬部外品2品目及び医療用具19品目であった。

(3) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5(同法第23条において準用する場合を含む。)の想定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題が問われる成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成8年度に見直しの対象となる98成分について、平成8年7月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(4) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用制限の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきた。

9年度には、残留基準値設定に対応した残留試験法について、ガイドラインを定めた(平成10年3月5日付け農林水産畜産局衛生課薬事室長通知10-26号)。

(5) 国家検定等の検査

・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成9年度の国家検定状況

生物学的製剤(受付件数782件)

合格

777件

不合格	3件
取り下げ	2件

・収去検査

薬事法第69条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成9年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数
一 般 薬	101件	0件
抗生物質製剤	34件	0件
生物学的製剤 (対外診断薬)	6件	0件

・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成9年度に動物医薬品検査所が実施した検査

ア 動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数	353件
不合格件数	1件

イ 動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数	0件
不合格件数	0件

(6) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。9年度は11月18日に開催し、薬事法及び関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

(7) 規制緩和の実施状況

動物用医薬品等は畜産経営における重要な生産資材であり、その価格低減の推進等を図る観点から、平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」、平成8年3月及び9年3月における同計画の改訂を受け、動物用医薬品については許可関係26項目、承認19項目及び検定検査3項目の計48項目について措置すべき事項とされたが、平成9年度中にこれらの全ての措置を終了したところである。

6 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の普及を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図ってい

る。9年度は家畜衛生試験場の本・支場・七戸研究施設、中央畜産研修施設、千葉県農業共済連で11回開催され、延べ300名が受講した。このうち都道府県職員287名、その他農林水産省職員13名となっている。各講習会の種類、回数及び受講人数は表17のとおりである。

表17 9年度家畜衛生講習会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
基本講習会	1	66	2	68
総合講習会	1	56	2	58
特殊講習会	9	165	9	174
鶏 疾 病	1	27	3	30
豚 疾 病	1	31	3	34
牛 疾 病	1	32	3	35
繁殖障害	1	17	0	17
病性鑑定	4	36	0	36
経 済 疫 学	1	22	0	22
計	11	287	13	300

7 広 報 関 係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

8 国 際 関 係

(1) 国 際 会 議

第65回国際獣疫事務局(OIE)総会が、平成9年5月にバリの本部で開催され、薬事室長、家畜衛生試験場病理診断研究室長及び家畜衛生試験場海外病研究部予防疫学研究室長が出席した。

WTO/SPS委員会出席のために5月、10月及び平成10年3月にスイスへ、リスクアセスメント会議出席のために7月にスイスへ、第20回OIEアジア、極東及びオセアニア地域委員会出席のため11月にインドへ、第4回東南アジアの口蹄疫に関するOIE小委員会出席のため、10年3月にタイへ、動物薬承認基準のハーモナイゼーションに関する国際協力(VICH)運営会議出席のためフランスへ、VICHの各作業部会出席のためベルギー、イギリス、アメリカへ、それぞれ衛生課、動物医薬検査所及び動物検疫所から担当官が出席した。

(2) 国 際 事 務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

(3) その他

我が国に輸出される中国産鹿の出国立会のため10月に中国へ、非清浄国の加熱処理施設巡回調査及び家畜衛生事情調査のため6月にマレーシア及びフィリピンへ、10月に中国及び韓国へ、10年3月にブラジル、アルゼンチン、タイ及び香港へ、清浄国の食肉処理施設調査のため9月に英国へ、11月にフランスへ、10年2月にニュージーランド及びオーストラリアへ、3月にスイス、オーストリア、ウルグアイ及びチリへ、非加熱ハム製造施設及び加熱処理施設調査のため5月、6月、7月、8月、10月、11月、10年1月及び3月にイタリアへ、家畜衛生事情等調査のため4月、11月及び10年3月に台湾へ、6月にデンマーク、英国、ドイツ及びフランスへ、12月に中国へ、SPS協定実施体制調査のため10年2月に米国へ、それぞれ専門家を派遣した。

第9節 畜産新技術普及対策等

1 畜産技術普及事業

(1) 受精卵移植普及定着化事業

ア 牛受精卵型

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、熟練技術者養成のための研修及び巡回指導等を行うとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を34府県で実施した。

イ 豚受精卵型

優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験の実施、受胎成績の調査等を全国7県の畜産試験場で実施した。

(2) 高度畜産新技術実用化促進事業

我が国の畜産経営基盤強化に画期的な役割を果たすことが期待される、核移植技術を更に効率化するために必要な胚性幹細胞(ES細胞)の安定生産技術を確認するための細胞培養技術等ES細胞利用関連技術に関する総合的な技術開発を実施した。

ア 技術開発推進

基礎研究の開発に対する国、試験研究機関等による助言、指導及び関連技術に関する現地調査を実施した。

イ 技術開発

技術開発能力の高い民間企業、団体等を構成員とする家畜受精卵移植技術研究組合を結成し、核移植技術の一層の高度化に必要なES細胞の樹立を可能とする培養技術の開発及びこれに必要な機器、試験用家畜等

の整備を実施した。

(3) 受精卵移植活用促進事業

受精卵移植技術の普及・定着の促進のため、良質な受精卵の安定供給を行う次の事業を実施した。

ア 受精卵活用体制整備

(ア) ステーション型

受精卵の供給に必要な供卵牛群の整備を行うとともに、体内受精卵の採取・供給に係る実用化技術開発のために必要な施設及び機械器具の設置を10県で行った。

(イ) フィールド型

農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取し、供給するために必要な移動式施設及び機械器具の整備を行い、農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取・供給するとともに、受胎率の向上のための技術指導を7県で行った。

イ 高品質肉用牛群作出モデル型

牛群の急速な改良に有効なMOET技術(多排卵及び受精卵移植技術等の活用による優良家畜の選抜・増殖技術)を組織的に活用し、肉質及び斉一性に優れた雌牛群の作出をモデル的に実施する事業を1ヶ所で実施した。

(4) 肉用牛高度肥育技術確立事業

一卵性双子(クローン牛)を有効に活用し、出荷適期の判定や、雌牛肥育の効率化等従来の技術の見直しを図るとともに、体系的な技術として確立するための都道府県機関による共同試験を実施するための施設整備及び事業推進のための会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

ア 肉用牛高度肥育技術確立整備

共同試験を実施するために必要な牛舎、飼料調整室、機械器具等の整備を2県で実施した。

イ 肉用牛高度肥育技術確立推進

事業推進のための中央推進会議及び技術向上のための技術検討会の開催、肥育技術の普及のための技術マニュアルの作成等を2県で行った。

(5) 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくこと期待される家畜受精卵の雌雄産み分け技術及びクローン家畜生産技術について、各都道府県の畜産試験場等を中心に必要な施設の整備、技術者の養成を行うとともに、雌雄産み分け技術及びクローン家畜の生産をモデル的に実施し、技術利用の促進を図った。

ア 家畜雌雄産み分け技術利用促進施設整備事業

受精卵を活用した雌雄産み分け及びクローン家畜生産技術に必要な施設(クリーンルーム等)、機器(PCR

装置、細胞融合装置等)の整備を2県で行った。

イ 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、モデル農家における実証展示等を27県で行った。

(6) DNA育種基盤整備事業

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、併せて、疾病記録、血統記録等の明らかな家畜のDNA(血液等)の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備する。

ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係の分析並びに、DNAを確保し、疾病との関連性の分析を15道県で実施した。

イ 検定家畜等のDNA確保

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、併せてこれまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性の分析を15道県で実施した。

ウ 抗病性育種基盤情報整備

アで収集・整理された情報を収集し、全国レベルで疾病記録・血統記録の相関関係を分析し、都道府県にフィードバックした。

2 中央競馬及び地方競馬

9年度における我が国の競馬は、中央競馬及び地方

競馬が38(うち併用1)競馬場において合計454回2,701日開催され、入場人員2,492万人、売得金は4兆7,077億円となった。

(1) 中央競馬

9年度(1～12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は4兆7億円、入場人員は1,268万人となり、前年比では売得金で0.4%増加したが、入場人員で8.1%減少した。

場外発売は、北海道4か所(札幌、釧路、静内、室蘭)、関東13か所(銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、横浜、銀座通り、石和、立川、田無、横手)、関西9か所(梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、高松、八幡)の計26か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上額の89.6%に相当する3兆5,980億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する4,000億円を第1国庫納付金として納付するとともに、9年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する674億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、10年3月1日現在では、馬主2,783名(うち法人355)、調教師233名、騎手177名、登録馬6,516頭となっており、またきゅう務員等2,732名となっている。

(2) 地方競馬

9年度(4～3月)の地方競馬は、全国の29競馬場において25の主催者(道県4、指定7市、一部事務組

表18 中央競馬開催状況

年次	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	国庫納付金		
					第 1	第 2	特 別
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円	百万円
5	36	288	13,404	3,745,417	374,542	89,661	—
6	36	288	13,193	3,806,592	380,659	82,872	—
7	36	288	13,741	3,766,602	376,660	64,838	—
8	36	288	13,796	3,986,228	398,623	76,340	—
9	36	288	12,682	4,000,662	400,066	67,374	—

表19 地方競馬開催状況

年次	開催 競馬場数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券	
						売上金額	収益金額
年			回	日	千人	百万円	百万円
5	28	25	417	2,432	13,405	805,964	14,169
6	29	25	412	2,386	12,554	732,028	7,927
7	28	25	427	2,483	12,280	714,128	6,610
8	27	25	421	2,435	12,284	694,925	4,761
9	29	25	418	2,413	12,238	707,043	5,834

合14)が開催し、開催回数418回(うち特別競馬分として24回、長野オリンピック冬季競技大会支援競馬として2回を含む。)、開催日数2,413日、入場人員1,224万人、売得金額7,070億円となり、前年比では入場人員は0.4%の減少、売得金は1.7%増加した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比20.8%増の58億円となり、道県及び指定市町村の一般会計等に繰り入れられ、学校施設、一般土木、農林水産振興、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、10年3月31日現在では、馬主7,711名、調教師892名、調教師補佐43名、騎手638名、登録馬27,142頭となっており、また、10年4月1日現在の認定きゅう務員は4,958名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興

補助事業の9年度実績は、件数578件、金額は約42億円となっている。

表20 地方競馬収益金(一般会計等繰入金)の使途
(単位:百万円)

繰入金	5,834
(内訳)	
学校施設	1,645
一般土木	1,880
公営住宅	10
農林水産振興	207
公共施設	39
都市計画等	32
警察・消防	1
社会福祉	218
医療普及	158
スポーツ振興	69
その他	1,575

